　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和７年４月

**呉市**

呉市都市部建築指導課

広島県土木建築局建築課

広島県木造住宅耐震化促進支援事業

耐震改修補助のご案内（令和７年度）

　広島県では，地震による住宅の倒壊等の被害を防止するため，木造住宅の耐震改修，建替え，除却を行う所有者に呉市とともに補助金を交付しています。

令和７年度の補助の概要を下記のとおりご案内しますので，木造住宅の耐震改修，建替え，除却をお考えの方はぜひご覧ください。

１　補助対象住宅

（１）昭和56年5月31日以前に着工された一戸建て木造住宅であること。

（２）自己が所有し現に居住しているものであること。

（３）販売を目的とするものではないこと。

（４）耐震診断をした結果，耐震基準を満たしていないもの。

２　補助の概要

　　補助対象住宅の地震に対する安全性の向上を目的とする工事が対象です。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ 区分 | 耐震改修 | | 現地建替え | 非現地建替え | 除却工事 |
| ２ 補助  対象 | 耐震改修に要する費用 | | 現地建替えに要する費用 | 除却に要する費用 | |
| ３ 補助  基本額 | 補助対象のうち，工事費の80%かつ，  115万円/住戸を限度 | 補助対象のうち，工事費の23%かつ，  30万円/住戸を限度 | 補助対象のうち，工事費の80%かつ，  115万円/住戸を限度 | 補助対象の額の23%かつ，  97.86万円/住戸を限度 | |
|  |  | ZEH基準の適合に要する費用の23%かつ，  102.54万円/住戸を限度 |  | |
| ４ 区域  要件 | 居住誘導区域内にある住宅 | 居住誘導区域外にある住宅 | 居住誘導区域内にある住宅 | 移転建替後の住宅は  居住誘導区域内に限る | 除却後，耐震性を有する住宅に居住すること |

３　補助金の交付者

　　呉市都市部建築指導課　電話番号0823-25-3513

４　お問い合わせ先

広島県土木建築局建築課　建築安全担当　電話番号082-513-4133

※お問い合わせの内容は，呉市都市部建築指導課と共有させていただきます。

裏面もご覧ください

５　耐震改修補助の流れ【所有者が行うこと】

（１）補助申込み前の準備

①耐震診断の実施

　　　　耐震改修工事を行う場合，呉市木造住宅耐震診断事業で，上部構造評点が0.7未満と判定される必要があります。

　　　　現地建替え工事，非現地建替え工事，除却工事を行う場合，簡易耐震診断で住宅の地震に対する安全性を評価します。

　　　　【耐震診断の補助制度のお問合せ先】

　　　　　呉市都市部建築指導課　電話番号0823-25-3513

②地震に対する安全性の向上を目的とする工事の検討

　　　　耐震改修，建替え，除却のどの工事を行うか検討します。

③事前協議

　　　　補助金を受けることができるかを事前に協議します。

　　　　【耐震改修等の補助制度の事前協議のお問合せ先】

　　　　　呉市都市部建築指導課　電話番号0823-25-3513

（２）補助申込み

　　　　事前協議に基づいて呉市都市部建築指導課へ申し込みます。審査のうえ補助が認められれば，補助金交付決定通知書が申請者へ交付されます。

（３）工事の契約

　　　　施工者と工事の契約を締結します。

　　　※交付決定通知前に工事の契約又は着工した場合は，補助対象になりません

（４）工事の完了報告

　　　　工事の完了後，工事完了実績報告書（施工業者への支払いを完了する必要有）を

呉市都市部建築指導課へ提出します。

審査のうえ完了が認められれば，申請者へ補助金額確定通知書が交付され，補助金の請求により，補助金が支払われます。（申請者口座への振込となります）

６　注意事項

（１）予算の範囲内での募集となるため，予算がなくなり次第終了となります。（11棟）

（２）土砂災害特別警戒区域内での建替えは，補助対象となりません。

（３）建替え後の住宅は，建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第２条第１項第三号に規定する建築物エネルギー消費性能基準に適合する必要があります。

（４）ＺＥＨ　強化外皮基準（住宅の品質確保の促進等に関する法律第３条の２第１項に規定する評価方法基準における断熱等性能等級５以上の基準（結露の発生を防止する対策に関する基準を除く。））を満たし，かつ再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量が省エネ基準の基準値から20％削減となる省エネ性能で，再生可能エネルギー等を加えて，基準一次エネルギー消費量から100％以上の一次エネルギー消費量削減するものをいう。

（５）現地建替え事業，非現地建替え事業及び除却事業においては，補助対象住宅が建つ敷地の道路に面するブロック塀に，倒壊の危険性が認められる場合は，その状況を改善する必要があります。

（６）木造による建替えで本事業を利用する際は，構造の安全性についての要件がありますので，建築指導課にご相談ください。